

医療情報取得加算について

2024 年 12 月

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初・再診	算定内容
初診時 (月に1回)	医療情報取得加算 1点
再診時 (3か月に1回)	医療情報取得加算 1点

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

大田病院 院長